

船舶事故調査報告書

平成22年5月20日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 横山 鐵 男（部会長）
 委員 山本 哲 也
 委員 根本 美 奈

事故種類	乗組員死亡
発生日時	不明（平成21年4月15日17時40分～18時15分ごろの間に機関員Aが落水した。）
発生場所	不明（鹿児島県与論島 ^{よろん} 東方沖（概位 北緯27°09′ 東経128°43′ 付近～北緯27°01′ 東経128°44′ 付近）で落水した。）
事故調査の経過	平成21年5月14日、本事故の調査を担当する主管調査官（那覇事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者としての機関員Aからの意見聴取は、本人が本事故で死亡したため行わなかった。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 第三神徳丸 ^{しんとく} 、119トン 135463、有限会社神徳水産 37.70m×5.69m×2.48m、FRP ディーゼル機関、720kW、平成10年3月
乗組員等に関する情報	船長A 男性 56歳 五級海技士（航海） 免許年月日 昭和50年2月28日 免状交付年月日 平成17年12月9日 免状有効期間満了日 平成23年1月23日 機関員A 男性 16歳 取得海技免許等なし
死傷者等	死亡 1人（機関員A）
損傷	なし
事故の経過	本船は、船長A、機関員Aほか20人が乗り組み、鹿児島県奄美大島近海の漁場に至り、かつお一本釣り漁を始めた。 船長Aは、平成21年4月15日17時40分ごろ操業を終える前に、操舵室から左舷船首側で一本釣りを行う機関員Aの釣り糸が切れたのを認めたが、操業を終え次の漁場へ移動を開始した後は、操船に集中して機関員Aの方を見なかった。また、操業を終える前、機関員Aの近くで釣りを行っていた乗組員は、機関員Aが釣り糸の切れた釣りざおを取り替えて、再び釣りを始めたのを見たが、その後、機関員Aを見た者はいなかった。 本船は、17時40分過ぎに漁場を移動して、18時15分ごろ、かつおの群れを発見し、操業を再開して19時00分ごろ終えた。 船長Aは、19時20分ごろ、乗組員から後片付けのときに機関員Aがいないとの報告を受け、乗組員全員で船内を探したが、発見できなかった。

	<p>船長Aは、20時ごろ、海上保安庁及び船舶所有者に連絡するとともに、本船を反転させて周辺海域の搜索を開始し、海上保安庁も同日21時ごろから搜索に加わったが、機関員Aを発見できず、18日の日没をもって、搜索活動を打ち切った。</p> <p>機関員Aは、行方不明となっていたが、後日、死亡認定され、除籍された。</p>								
気象・海象	<p>気象：天気 晴れ、風向 南西～西南西、風速 約2m/s、視程 約15海里、日没時刻 18時51分</p> <p>海象：海上 平穏、水温 約13～14℃</p>								
その他の事項	<p>かつお一本釣り漁は、浮き魚礁の周辺などに集まったかつおの群れの中に入り、1回に15分ほどかけて、釣りざおを用いて釣り上げるもので、本船では、明け方から日没近くまでこれを繰り返して操業を行っていた。</p> <p>機関員Aは、平成21年3月6日から本船に乗船してえさ運びを担当していたが、5～6回目の出漁から釣りも行っていた。</p> <p>機関員Aは、体調不良を訴えてはいなかった。</p> <p>船長Aは、荒天になると乗組員に救命胴衣を着用させていたが、本事故時は着用させていなかった。</p> <p>機関員Aが最後に目撃されたのは、17時40分ごろであった。</p> <p>本船の右舷側には転落防止用のロープを3本張っていたが、左舷側は釣りの支障となるため、張っていなかった。</p>								
分析	<table border="1"> <tr> <td>乗組員等の関与</td> <td>不明</td> </tr> <tr> <td>船体・機関等の関与</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td>気象・海象の関与</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td>判明した事項の解析</td> <td> <p>本船は、与論島東方沖において漁場を移動中、機関員Aが救命胴衣を着用せずに、落水した可能性があると考えられるが、船尾には何人かの乗組員が休憩していたものの、機関員Aが落水するのを見たり、落水する音を聞いたりした者はおらず、落水の状況については明らかにすることができなかった。</p> </td> </tr> </table>	乗組員等の関与	不明	船体・機関等の関与	なし	気象・海象の関与	なし	判明した事項の解析	<p>本船は、与論島東方沖において漁場を移動中、機関員Aが救命胴衣を着用せずに、落水した可能性があると考えられるが、船尾には何人かの乗組員が休憩していたものの、機関員Aが落水するのを見たり、落水する音を聞いたりした者はおらず、落水の状況については明らかにすることができなかった。</p>
乗組員等の関与	不明								
船体・機関等の関与	なし								
気象・海象の関与	なし								
判明した事項の解析	<p>本船は、与論島東方沖において漁場を移動中、機関員Aが救命胴衣を着用せずに、落水した可能性があると考えられるが、船尾には何人かの乗組員が休憩していたものの、機関員Aが落水するのを見たり、落水する音を聞いたりした者はおらず、落水の状況については明らかにすることができなかった。</p>								
原因	<p>本事故は、本船が与論島東方沖において、漁場を移動中、機関員Aが救命胴衣を着用せずに落水したため、発生した可能性があると考えられる。</p>								